

久喜市議会  
平成28年11月定例会  
市長提出議案質疑通告

平成28年12月8日（木）

## 質疑通告者一覧

<b>【議案第 130 号 平成28年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について】</b>			
通告第 2 号	猪股 和雄	議員	3
通告第 3 号	渡辺 昌代	議員	3
通告第 4 号	杉野 修	議員	4
通告第 7 号	石田 利春	議員	4
通告第 11 号	成田ルミ子	議員	5
通告第 12 号	岡崎 克巳	議員	5
通告第 15 号	川辺 美信	議員	5
<b>【議案第 140 号 平成28年度久喜市水道事業会計補正予算（第3号）について】</b>			
通告第 3 号	渡辺 昌代	議員	7
通告第 10 号	戸ヶ崎 博	議員	7
<b>【議案第 147 号 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例一部を改正する条例】</b>			
通告第 3 号	渡辺 昌代	議員	8
<b>【議案第 148 号 久喜・白岡休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例】</b>			
通告第 6 号	園部 茂雄	議員	9
通告第 8 号	春山 千明	議員	9
通告第 14 号	井上 忠昭	議員	9
<b>【議案第 149 号 久喜市農業センター条例を廃止する条例】</b>			
通告第 1 号	丹野 郁夫	議員	10
通告第 4 号	杉野 修	議員	10
通告第 9 号	新井 兼	議員	10
通告第 13 号	貴志 信智	議員	10
<b>【議案第 150 号 久喜市下水道事業の設置等に関する条例】</b>			
通告第 4 号	杉野 修	議員	12
通告第 10 号	戸ヶ崎 博	議員	12
通告第 15 号	川辺 美信	議員	12
<b>【議案第 151 号 工事請負変更契約の締結について】</b>			
通告第 16 号	矢崎 康	議員	13

【議案第 158 号 第2次久喜市地域福祉計画について】

通告第 3 号 渡辺 昌代 議員	14
------------------	----

【議案第 159 号 指定管理者の指定について】

通告第 3 号 渡辺 昌代 議員	15
通告第 16 号 矢崎 康 議員	15

【議案第 160 号 指定管理者の指定について】

通告第 2 号 猪股 和雄 議員	16
通告第 16 号 矢崎 康 議員	16

【議案第 161 号 路線の認定について】

通告第 2 号 猪股 和雄 議員	17
通告第 5 号 田中 勝 議員	17
通告第 8 号 春山 千明 議員	17
通告第 10 号 戸ヶ崎 博 議員	18
通告第 15 号 川辺 美信 議員	18

## ○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

- (1) P20 桜田小学校の学童保育施設を、鷲宮東コミセンに設置するための施設改修費
- ア 保護者との話し合いはどのように行ったか。
- イ 桜田小学校学童保育所の「分室」として設置するのか、あるいは独立した「第2桜田小学童」として設置するのか。
- ウ 本来は、学校敷地内あるいは隣接地に、恒久的な施設を整備するべきではなかったか。どのように検討したか、なぜ
- エ 児童数の急増による一時的・臨時的な設置と位置付けているか、固定的な設置と位置付けているか。その場合、何年くらいを見通しているか。
- オ 子どもたちをどのように分けるか。
- カ 子どもたちの入り口、お迎えなどの出入り口は外階段か。その場合、靴箱や雨天などの配慮はどう考えているか。
- (2) P24 事実上、学校給食センター建設事業に着手することになるが、
- ア 今回、事実上、センター建設事業に着手するにあたって、教育委員会における審議経過を明らかにされたい。
- イ 教育委員会では2014年に、学校給食審議会の答申を踏まえて、「学校給食基本方針」を定めた。
- 「老朽化などによる施設の新たな建設や改修に当たっては、児童生徒数の推移、安全性、施設の稼働率、効率性、給食の配送エリア等を踏まえ、これまでの給食提供の経緯なども考慮し、適正な規模、配置などを検討した上、安全・安心な給食を安定的に提供できる施設となるよう計画的かつ段階的に進めます。全面委託方式の調理場については、順次、直営方式（調理業務等の委託を含む）に移行します。」となっているが、全面的・大規模センターの方針とは必ずしも一致しないが、見解を問う。
- ウ 全面的・大規模センター化を進めるとすれば、改めて学校給食審議会における審議を行うべきであるが、必要ないと考えているのか。
- エ 今回の補正予算で、市民への説明や、理解を求める努力をまったく行わずに、センター化を推進することになるが、これは市長の判断か。
- オ 審議会の答申や教育委員会における審議がなされていない中での、今回のセンター化の事実上の着手について、教育長の見解を問う。

## ○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員

- (1) P、16 民生費 臨時福祉給付金の内容と対応について伺う

- ア 前回に比べての違いは。前回の申請率はどれくらいか。問題点は。
  - イ 対象者すべてに給付されなければならないものであるが、その取り組みについて伺う。
- (2) P、20 民生費 児童措置費
- ア 子どものための教育・保育給付費について。  
国・県の補助と一般会計のマイナスについて説明を求める。
  - イ 放課後児童健全育成は国・県の予算がなぜマイナスになったのか伺う。
  - ウ 私立保育所等施設整備補助事業では669万7千円交付金を返還し、地方債を出しているが理由について伺う。整備の概要も伺う。
- (3) P、22 商工費
- 市営釣場撤去事業が繰越明許となった理由について伺う。アスベストが建物に含まれていたと聞かすが、今後も含め撤去工事内容について伺う。

## ○ 通告第 4 号 杉野 修 議員

- (1) 22 P—23 P 農林水産業費 人・農地問題解決推進事業の機構集積協力金について以下の内容を伺う。
- ア 協力金の種類・名称
  - イ 交付の対象者
  - ウ 交付要件
  - エ 交付単価
- (2) 24 P—25 P 教育費 学校給食センター整備事業の地質調査業務委託料について。
- ア 理科大建設時の調査資料は入手できなかったのか伺う。
  - イ 予定する地質調査の方法はどのようなか伺う。

## ○ 通告第 7 号 石田 利春 議員

- (1) P16 総務費 旧理科大校舎等改修事業
- ア A棟の解体工事設計業務委託料が計上された。全体の解体概算額が第2期工事額としてしめされた。合計で約88,462,000円である。元理科大における建物の構造はどのような物で、どのように活用がされていたのか。
  - イ A棟は3階建てで2,368.26平方メートルの広さがある。非常に大きい建物の資産価値はどれくらいと見込めるか。
  - ウ 解体せず活用する方向での検討をしたと思うが、活用案はどのように検討されたのか。

か伺う。

エ A棟の解体する理由として上げられたのは、給食センター建設に伴い駐車場がなくなることから、駐車場を確保するためと説明された。解体する理由は、駐車場確保の為のみか。駐車台数は何台確保できる予定か。

オ 資産価値があり、又解体費用にこれだけの費用がかかり解体するのであれば、A棟はそのまま活用し、駐車場の確保については違う場所、例えば隣接する調整池を活用することも一案と考えるがいかがか。

## ○ 通告第11号 成田 ルミ子 議員

(1) 8款 土木費

東停車場線整備事業 工事請負費

16,316千円 整備工事について

工事の内容及び、進捗状況、今後の整備計画について伺う。

## ○ 通告第12号 岡崎 克巳 議員

(1) 「人・農地問題解決推進事業」について

ア 事業内容と積算根拠。

イ 農地利用最適化推進委員の係りはどのようになっているか。

(2) 「学校給食センター整備事業」について

ア 地質調査業務委託料の積算根拠は。また交付税対象となるか。

イ さらなる、積算的予算措置が必要だが、今後の考えは。

## ○ 通告第15号 川辺 美信 議員

(1) P16～17 2款総務費 7目企画費 本多静六博士顕彰事業

三崎の森公園の植樹林が密集していることから、間引くための予算と聞いて言いますが、実際に公園を見てみると混み合っているという印象はありませんでした。どの程度に間引く予定なのかお伺いします。

(2) P22～23 7款商工費 3目観光費 市営釣場撤去事業

市営釣場の撤去費用の増額補正ですが、清久大池・西池は、(仮称)本多静六博士市民の森整備事業と一体的に整備することも検討されています。市営釣場撤去事業は最低限

の安全対策に留め、公園整備や市民釣場の再開など弾力的な運用変更にも対応できるようにすべきであり、節税の観点からも検討すべきと考えますかがいかがですか。

(3) P24～25 10款教育費 4目学校給食費 学校給食センター整備事業

11月21日に開催された全員協議会で、東京理科大学久喜キャンパス跡地の活用について説明がありましたが、その時は学校給食センターを除いての説明であり、給食センターについてなんら説明はありません。当日の配布された資料「理科大学跡地の活用計画」を見ると、給食センター建設用地の確保が記されているのみです。今回の補正予算の考え方は、理科大学跡地に学校給食センターを建設することが決まったかのように、既成事実として進められる感があります。給食センター建設には様々な意見があるだけに、こうした進め方は問題があると考えますがいかがですか。

また、給食センターの新設となればまずは学校給食審議会での議論が大変重要になります。しかし、学校給食審議会の日程が示されていません。今後のスケジュールについて伺います。

議案第140号

平成28年度久喜市水道事業会計補正予算（第3号）について

○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員

（1）債務負担行為として水道用次亜塩素酸ナトリウム物品購入がだされているが、どのような形で購入する予定なのか伺う。その量と保管についても伺う。

○ 通告第10号 戸ヶ崎 博 議員

（1）債務負担行為の補正がこの時期になった理由は。



## ○ 通告第 3 号 渡辺 昌代 議員

(1) 地域密着型サービスへの移行について伺う。

地域密着型サービスは、地域をその自治体で支えるのが原則です。現状での利用者の実態は、通所介護サービスとして行ってきた事業者が移行した所がほとんどであるので、久喜市外からの利用がかなりあると思われる。現状はどうか。今後はどうするのか伺う。

(2) 従業者の員数の第59条の3について伺う。

ア 生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員、機能訓練指導員の詳しい取り決めになっているが、「必要と認められる数。満たしているものとみなすことができる」などと非常にわかりづらい。具体的な数として示していただきたい。

イ 現在移行した事業所はこれらの基準に適合しているか。すべての確認はしているか伺う。

他の事業所（同一経営者の場合）と兼任になっているなどはないか伺う。

(3) 設備及び備品等の第59条の5について伺う。

ア 設備の基準が示されているが、3項に但し書きがあるが、意味を伺う。

イ 5項にはみなし規定もあるが、説明を求める。

(4) 地域との連携の第59条の17について伺う。

ア これまでの通所介護と違い、「運営推進会議」の設置もされるが、これらは久喜市としてはどのように取り組んでいくのか。

イ 第59条の9(1)において、「利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ」とあるが、今後各事業所ではどのように取り組んでいくのか伺う。

(5) 指定療養通所介護事業所は現在久喜市にはないと思われるが、今後の動きはどうか。

(6) 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、等の多くの条項が削除となっているが、現行条例との中身の改正はあるのか。あるとすればどこか。

議案第148号

久喜・白岡休日夜間急患診療所条例の一部を改正する  
条例

○ 通告第6号 園部 茂雄 議員

- (1) 久喜・白岡休日夜間急患診療所の白岡市が脱退する事については、久喜市単独になり、費用負担増から開設日・開設時間、医師確保等への影響について伺う。  
また、久喜市休日夜間急患診療所運営委員会の委員を8人から9人に改める理由を伺う。

○ 通告第8号 春山 千明 議員

- (1) 第12条運営委員会の構成について説明を求める。  
ア 医師会の医師が今まで5人以内だったが何人を予定しているか  
イ 今までいなかった公募の市民、薬剤師、管理者を入れた理由  
ウ 関係市の長を入れなかった理由  
(2) 白岡市が抜けた事での影響はあるのか見解を伺う。

○ 通告第14号 井上 忠昭 議員

- (1) 診療における影響は。  
(2) 担当医師への影響は。  
(3) 改正前の第13条において、運営委員会についての新旧条文を比較すると、旧から関係市の長が抜け、幸手保健所が長から新では職員へ、また公募の市民、久喜白岡薬剤師会の薬剤師、管理者（第4条による医師）が入り、組織が大きく様変わりすることになる。  
ねらい、意図するところはなにか。  
また、それぞれの人数配分は。

**○ 通告第1号 丹野 郁夫 議員**

- (1) 利用されていた方への今後の対応を伺う。
- (2) 議案説明では、地域の農業従事者の話を伺ったうえで、「廃止はやむ無し」とのご意見が多数とのことから、市は農業センターの廃止の判断をしたとのことだが、実際に利用していた農家の方に対して、説明会を設けるなどの丁寧な対応をすべきと考えるがいかか。

**○ 通告第4号 杉野 修 議員**

- (1) 農業センターを廃止するという事は、農業を基幹産業と位置づける本市の立場と矛盾するのではないか、伺う。
- (2) 提案説明時、センターを廃止しても作業委託などは、「JA埼玉みずほなどで対応ができる」としたが、その根拠は何か。あるいは、市はJA埼玉みずほとすでに協議を行ったのか伺う。

**○ 通告第9号 新井 兼 議員**

- (1) 農業機械の貸出及び農作業の受託は、これまで行政が窓口として受託してきたが、平成30年3月31日以降の(有)鷲宮農業受託及び地域の農業者(以下「地域農業者等」という。)の受託スキームはどのようなものを想定しているのか。また行政から地域農業者等への業務引継ぎに係るスケジュールを伺う。
- (2) 同センターの廃止に伴い、地域農業者等へ円滑に業務を引き継ぐ必要があるが、農作業に必要な建築物及び老朽化した農業機械のリプレースに対して補助の用意があるのか伺う。

**○ 通告第13号 貴志 信智 議員**

- (1) 今後、農業者が作業を委託する場合は、その委託行為に久喜市は関わらないと考えてよいか伺う。

(2) 廃止後、残る施設や機械に関してはどのように処分を進めるのか。また、センターとして利用していた土地は今後どのように扱うのか伺う。

**○ 通告第4号 杉野 修 議員**

(1) 第2条と提案理由において下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する、としている。

以下の点を伺う。

- ア 法適用によって発生する市民のメリットは何か
- イ 組織体制や職員の身分に変更はあるか
- ウ 一般会計からの繰り入れは引き続き行なっていくか
- エ 法適用によって下水道使用料の見直しをしていくか

**○ 通告第10号 戸ヶ崎 博 議員**

(1) 第5条の職員の賠償責任免除の具体的に想定されるものは何か。

(2) 第5条、第6条での「10万円以上」と設定したわけは。

(3) 第7条第2項の「市長が必要と認める事項」とは何か。

**○ 通告第15号 川辺 美信 議員**

(1) 第2条に財務規定等の適用が書かれています。公営企業会計となると、決算報告書のほかに、損益計算書、剰余金（または欠損金）計算書、剰余金（または欠損金）処理計算書貸借対照表の財務諸表が必要になります。新条例の施行に合わせて久喜市下水道事業特別会計条例が廃止されますが、新条例の公営企業会計と特別会計との違いをお伺いします。

(2) 新条例の新設に伴い、久喜市下水道施設に関する条例が廃止することになりました。久喜市下水道施設に関する条例の、第2条第2項で記されている下水道施設の設置区域は、新条例の第3条に記されている第2項排水区域面積と第3項排水人口と同等と考えて良いのかお伺いします。違う点があればお示し下さい。

(3) 下水道事業の公営企業会計への移行によるデメリットとして、次の項目が指摘されています。久喜市の考え方を伺います。

- ア 費用が詳細に積算されるので、財政当局から繰入金削減されるのではないかと。
- イ 費用対効果を強く意識するために、従来の整備計画の見直しが迫られるのではないかと。

議案第151号

工事請負変更契約の締結について

○ 通告第16号 矢崎 康 議員

- (1) 久喜市液状化対策工事の請負変更契約の締結によって、工事完了までの今後のスケジュールについて伺う。(各工区及び全体)
- (2) 工事中の騒音、振動に対する苦情にどのように対応してこられたか。

**○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員**

(1) 平成24年度に作られた前回の地域福祉計画からの課題が見えてきたと思うが、それらに取り組む今回の改善点についてなにを重要ポイントとしたのか伺う。

(2) 第4章計画の展開で伺う。

ア 進捗状況を把握するための計画指数が掲載されているが、大きく目標が伸びているものについてどのような改善をしていくのか伺う。また、現状値より目標値が下回っているものについて理由を伺う。

イ 計画指数については、各年度の目標値はどのように持つのか伺う。

**○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員**

- (1) それぞれの事業所について、収支計画5カ年総括表には、指定管理料が年々上がっている。その理由は。
- (2) これまでの5年間の人件費について、以前の指定管理の指定の時に出された計画では上がっていく予算であった。これらの確認はしているのか。それぞれの施設ごとに伺う。
- (3) いちょうの木の平成28年度予算の指定管理料に比べ、収支計画5カ年総括表の平成29、30年度は低い予算である。この説明を求める。
- (4) いちょうの木の送迎加算は、平成27年度410円、平成28年度810円、今回の概要の平成29年度予算案では410円の単価である。なぜこのように違うのか理由を伺う。

**○ 通告第16号 矢崎 康 議員**

久喜市いちょうの木指定管理者候補者選定の概要について

7、その他(2)定員を超えた利用者の受け入れ待機者等の状況を勘案し、制度が定める範囲において定員を超えた利用を受け入れる柔軟な運営を行います。とあります。以下伺う。

- (1) 現在の待機者の状況を伺う。
- (2) 具体的にどのような状況の中で、これまでどのように対応されたか。また新たな対応策があればお示しください。



## ○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

施設・設備の改善の考え方を明らかにされたい。

(1) くりの木において利用者（保護者）から、施設・設備の改善の要望が出されている。

指定管理者の収支計画書では、毎年、「修繕」費として100万円が計上されているが、修繕費の対象は何か。

(2) 施設・設備の改善が必要になった場合、指定管理者が指定管理事業の中で実施すべきことと、市が指定管理料とは別に財政負担して実施する事業の区別を明らかにされたい。

たとえば、

ア トイレの手すりの設置等障害者への配慮、和式トイレの洋式への改修

イ 部屋の仕切り等が必要になった場合の工事費

ウ 生活訓練や生活・自立支援や創作作業室等の増設が必要になった場合の工事費

エ その他、一般的な基準があれば示されたい

(3) 同じ障害者施設で、定員も同じで、同じように社協に指定管理委託している2施設に大きな差がある。

けやきの木 作業空間 約100㎡（1人あたり5㎡）生活空間を含めて170㎡（1人あたり8㎡）

くりの木 作業空間 約83㎡（1人あたり4㎡）生活空間を含めて124㎡（1人あたり6㎡）

利用者にとってよりよい方に近づけるように改善していくべきである。それは指定管理委託している行政の責任であると考えますが、いかがか。

## ○ 通告第16号 矢崎 康 議員

久喜市くりの木の指定管理者候補選定の概要について

(1) 現在の利用状況、待機者数について伺う。

(2) 利用者が定員を超えた時の利用について伺う。

(3) くりの木の施設拡充についてのお考えを伺う。

<b>議案第 161号</b>	<b>路線の認定について</b>
-----------------	------------------

○ **通告第 2 号 猪股 和雄 議員**

- (1) 理科大跡地に建設が予定されている物流施設への搬入車進入路の路線を認定するものだが、地元住民を含めた地域への説明の経過、今後の予定・計画を説明されたい。
- (2) 物流施設完成後の通行車両数をどの程度と見込んでいるか。
- (3) 養護老人ホーム借楽荘の南側に隣接する位置に道路を新設して、車道9mの道路を24時間、トラック等が通行することになる。明らかに環境悪化となることについて配慮しなかったのか。

○ **通告第 5 号 田中 勝 議員**

認定路線の一覧表

番号	路線名	起点	終点	幅員	延長
1	久喜 2588 号	久喜市上清久	久喜市上清久	27.2~69.2m	105.47m

- (1) 説明では、「2車線で幅員9m。歩道の設置を考えている」であった。だが、一覧表では、最小27.2m。最大69.2mと示されている。川越栗橋線と接道する箇所のも最大幅については、理解できる。しかし、最小幅の27.2mについては、分らない(歩道の幅員を勘案しても15m)ので説明を願う。また、当該地は周辺の状況を鑑みると路盤が弱いと考える。重量車両の通行より、地盤沈下が懸念される。それを織り込んだ上での施工方法をお考えか。または、通常の規格内の施工となるのか。お示し願う。

○ **通告第 8 号 春山 千明 議員**

- (1) 前議会用地買収の提案から今回の提案までの経過説明を求める。
  - ア 9月議会で補正予算が提案され、その時点での説明からは歩道の整備変更があった。ここに至った経緯の説明を。
  - イ この場所に進入路としての道路の設置を決定した経過と理由を伺う。

○ **通告第10号 戸ヶ崎 博 議員**

(1) 建設される構造(内容)は。

○ **通告第15号 川辺 美信 議員**

(1) 今回提案されている市道久喜2588号線は、東京理科大学跡地に建設予定の物流倉庫へのアクセス道路となっています。物流倉庫へ搬出入するため、大中小を問わず物流トラックが頻繁に通行することは明らかです。さらに、物流倉庫が24時間稼働となれば昼夜を問わず通行することになります。予定されている新道の北側には借楽荘があり、騒音と振動に大きな不安があります。そこで、新道建設は住宅や施設に影響のない場所を選定すべきであり、今回提案されている場所は適当ではないと考えますが、久喜市の考え方をお伺いします。